

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒石市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用防止のため、システム操作者を限定し、操作履歴を保存している。また、システム保守業者へは情報保護管理体制を確認し、業務上知り得た情報に対する秘密保持に関しても、契約に含めている。

評価実施機関名

青森県黒石市長

公表日

令和5年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	市町村は介護保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険に関する事務において、以下の事務で取り扱う。 1.被保険者に係る届け出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2.被保険者証又は認定証に関する事務 3.介護給付、予防給付の支給に関する事務 4.要介護認定、要支援認定等の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5.保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 6.保険給付の支払いの一時差止に関する事務 7.保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 8.保険料の徴収又は賦課に関する事務 9.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく給付金振込みに関する事務
③システムの名称	1 介護保険システム 2 中間サーバー 3 宛名システム 4 情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 68の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠 1. 番号法第19条7号 別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、57、58、61、80、87、90、93、94、95、117の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条 別表第二における情報照会の根拠 1. 番号法第19条7号 別表第二 61、62、93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 第32条、第33条、第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課文書係 住所:〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11番地1号 電話:0172-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部介護保険課介護保険係 住所:〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11番地1号 電話:0172-52-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	公表日	平成27年7月17日	平成28年10月14日	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部高齢介護課	健康福祉部介護保険課	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部高齢介護課介護保険係	健康福祉部介護保険課介護保険係	事後	
平成28年10月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年10月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	公表日	平成28年10月14日	令和1年6月24日	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 青木 金光	課長	事後	新様式対応
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	記載なし		事後	新様式対応
令和2年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
令和2年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
令和3年6月8日	公表日	令和2年5月29日	令和3年6月8日	事前	
令和3年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	
令和3年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	
令和4年6月17日	公表日	令和3年6月8日	令和4年6月17日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和4年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村は介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険に関する事務において、以下の事務で取り扱う。 1.被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2.被保険者証又は認定証に関する事務 3.介護給付、予防給付の支給に関する事務 4.要介護認定、要支援認定等の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5.保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 6.保険給付の支払いの一時差止に関する事務 7.保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 8.保険料の徴収又は賦課に関する事務 9.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく給付金振込みに関する事務	市町村は介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険に関する事務において、以下の事務で取り扱う。 1.被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2.被保険者証又は認定証に関する事務 3.介護給付、予防給付の支給に関する事務 4.要介護認定、要支援認定等の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5.保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 6.保険給付の支払いの一時差止に関する事務 7.保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 8.保険料の徴収又は賦課に関する事務 9.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく給付金振込みに関する事務	事前	
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 介護保険システム 2 中間サーバー 3 宛名システム	1 介護保険システム 2 中間サーバー 3 宛名システム 4 情報提供ネットワークシステム	事前	
令和5年1月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)健康管理情報ファイル (2)宛名情報ファイル	(1)健康管理情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)口座登録・連携ファイル	事前	
令和5年1月20日	公表日	令和4年6月17日	令和5年1月20日	事前	
令和5年6月16日	公表日	令和5年1月20日	令和5年6月16日	事前	